

鹿角市告示第 3 6 号

地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則第 1 1 4 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

（1）契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：ペットボトルキャップリサイクル事業洗浄分別業務 委託期間：平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
（2）契約の相手方に必要な資格	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する障害福祉サービス事業を行う施設
（3）契約相手方の決定方法	該当する障害福祉サービス事業を行う施設に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。
（4）見積書の提出方法	提出期限：平成 3 0 年 3 月 3 0 日（金） 提 出 先：市民部市民共動課環境生活班

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

鹿角市長 児 玉 一